

【禁忌・禁止】

(併用医療機器)「相互作用の項参照」

・酸素テントとの併用はしないこと [火災の危険がある]

(使用方法)

・本品に蒸気をかけて洗浄しないこと [蒸気により内部部品を損傷させることがある]

・本品は可燃性麻酔剤と空気、酸素、亜酸化窒素の混合ガスが存在する環境下で使用しないこと [爆発の危険がある]

【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造及び原理等

本システムの代表的な構成は以下のとおり。

1) ストレッチャー

(外観図例)

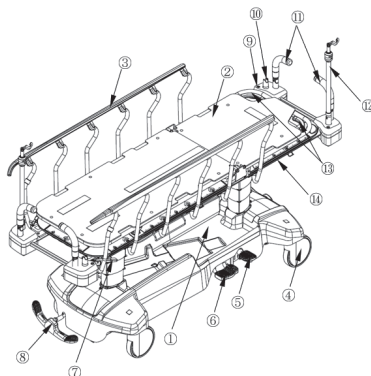


図 1: 全体図

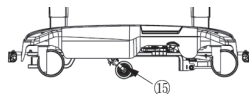


図 2: 側面図 (本品下部)

番号	名称
①	ベース
②	寝台
③	サイドレール
④	キャスター
⑤	寝台上昇ペダル
⑥	寝台下降/傾斜ペダル
⑦	サイドレールリリースハンドル
⑧	ブレーキ/操舵ペダル
⑨	アクセサリソケット
⑩	酸素ボンベホルダーソケット
⑪	ハンドル
⑫	IV ポール
⑬	背上げリリースハンドル
⑭	X線フィルムカセットトレイ
⑮	格納式キャスター

2) 付属品

名称
除細動器用トレイ
取外し可能な IV ポール
マットレス
酸素ボンベホルダー
ペーパーロールホルダー
抑制帯

本添付文書に該当する製品の製品名、製品 (カタログ) 番号等については包装表示ラベル又は本体の記載を確認すること。

〔原理〕

本品は、診療又は処置のために用いる汎用の診療・処置台として使用する。また、寝台の昇降・傾斜等の機能を備え、手動にて移動する。寝台の昇降・傾斜は油圧で行う。

【使用目的又は効果】

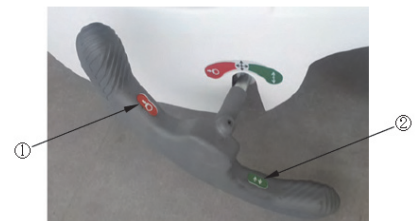
本品は、診療又は処置のために用いる汎用の診療・処置台であり、診療室等において使用するか、もしくは診療室等への移動に使用する。また、昇降、傾斜等の機能を備え、手動にて移動する。

【使用方法等】

1. 使用方法

(1) ブレーキの使用

- 1) キャスターにブレーキをかける場合は、ブレーキ/操舵ペダルのブレーキサイド (下図、①) を押し下げる。
- 2) ブレーキを解除する場合は、ブレーキ/操舵ペダルの操舵サイド (下図、②) を押し下げる。



(2) 寝台の昇降

- 1) 寝台の高さを上げるには、寝台を上昇させたい高さになるまで寝台上昇ペダルを踏む。
- 2) 寝台の高さを下げるには、寝台下降/傾斜ペダルの真ん中を踏む。
- 3) 寝台の頭部側を下げるには、寝台下降/傾斜ペダルの頭部側を押し下げる。
- 4) 寝台の足部側を下げるには、寝台下降/傾斜ペダルの足部側を押し下げる。

(3) 格納式キャスターを使用した患者の搬送

- 1) ブレーキ操舵ペダルの操舵サイドを押し下げて、格納式キャスターを作動させる。
- 2) ブレーキ操舵ペダルを押しして水平な位置に戻し、本品を移動する。

(4) 他の治療台等への患者の移動

- 1) ブレーキをかける。本品を押して、ブレーキの作動を確認する。
- 2) 患者を移動させる方向のサイドレールを最も低い位置に引き下げる。
- 3) 患者を他の治療台等に移動する。サイドレールを引き上げて、ロックする。

(5) ハンドルの配置及び格納

- 1) ハンドルを配置するには、ハンドルを両側同時に引き上げ、使用する位置に配置する。
- 2) ハンドルを格納するには、ハンドルを両側同時に、ロックされる位置まで押し下げる。

(6) サイドレールの操作

- 1) サイドレールを上げるには、両手でサイドレールを握り、足側の方向にロックされるまで引き上げる。
- 2) サイドレールを下げるには、片手でサイドレールを握り、もう片方の手にてサイドレールリリースハンドルを引き上げてロックを解除する。サイドレールを頭側の方向にサイドレールリリースハンドルがカチッと音がするまで引き下げる。

(7) 背上げの操作

- 1) 背上げを上げるには、片側または両側の背上げリリースハンドルを握り、背上げを設定したい位置まで引き上げる。

- 2) 背上げを下げるには、片側または両側の背上げリリースハンドルを握り、背上げを設定したい位置まで引き下げる。
- (8) 取外し可能なIVボールの使用
- 1) 取外し可能なIVボールをアクセサリソケットに接続し、薬液ボトルなどを吊り下げる。
- (9) マットレスの使用
- 1) マットレスのロゴが頭部側になるように、マットレスをストレッチャーに配置する。
- 2) 患者が使用する際は、シーツを使用する。
- (10) 除細動器用トレイの使用
- 1) 除細動器用トレイを本品の足側のアクセサリソケットに接続し、除細動器のトレイとして使用する。

2. 使用方法等に関連する使用上の注意

- (1) 本品を動かす前に、ブレーキがすべて解除されているか確認すること[ブレーキがかかった状態で本品を動かすと、医療スタッフまたは患者のけがの原因になる可能性がある]
- (2) IV ボール、取外し可能な IV ボール、除細動器用トレイ、酸素ボンベホルダー及びペーパーロールホルダーを使用して本品を移動させないこと。[機器が破損する場合がある]
- (3) 患者を搬送する際は、サイドレールを最高位にしてロックし、寝台を水平にして最下位値にすること。本品が 6° を超える傾斜がある状態で患者を搬送しないこと。[本品が転倒する場合がある]
- (4) 患者が本品から乗り降りする場合は必ずキャストのブレーキをかけること。本品を押してブレーキがしっかりとかかっていることを確認すること。本品を移動しない時は、必ずブレーキをかけること。[患者が本品から乗り降りしている際に本品が動くと、負傷することがある]
- (5) 患者を他の治療台等に移動する場合は、移動前に本品と移動先の治療台等にブレーキをかけ、それらが同じ高さであることを確認すること。
- (6) 寝台の高さを上下する際は妨げとなる機器を取り除くこと。[機器が破損する場合がある]
- (7) 背上げが上がっているとき、背上げの下に物を置かないこと。
- (8) サイドレールを上げ下げする際は、患者の四肢をサイドレールから離すこと。
- (9) サイドレールが自然に下がらないようにすること。[患者が負傷したり、機器が破損する場合がある]
- (10) 本品の移動中には IV ボールをドアや照明設備下を安全に通過できるように低く下げしておくこと。[機器が破損する場合がある]

* 【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- (1) 本品を使用する前には、ペダル及びハンドルの操作を行い、本品が正確に作動することを確認すること。
- (2) 患者を本品に乗せてその場を離れる場合は、サイドレールを最高位にしてロックし、寝台を最下位置にしておくこと。[寝台が上昇したままになっていると、患者が転落して負傷することがある]
- (3) 患者を本品の中央に位置するようにすること。
- (4) 本品の端に座らないこと。[必要以上の重量がかかると寝台が跳ね上がって患者が負傷することがある]
- (5) ベースに 27kg を超えるものを載せないこと。[機器が破損する場合がある]
- (6) IV ボールに吊り下げる薬液バッグなどの重量は 18kg を超えないこと。IV ボールのハンガーに薬液バッグなどを吊り下げる場合は、重量が 4.5kg を超えないこと。[機器が破損する場合がある]
- (7) 取外し可能な IV ボールに吊り下げる薬液バッグなどの重量は 6kg を超えないこと。取外し可能な IV ボールのハンガーに薬液バッグなどを吊り下げる場合は、重量が 3kg を超えないこと。[機器が破損する場合がある]
- (8) 除細動器用トレイに 14kg を超えるものを載せないこと。[機器が破損する場合がある]
- (9) 酸素ボンベホルダーに 18kg を超えるものを入れないこと。[機器が破損する場合がある]
- (10) ペーパーロールホルダーに 1.5kg を超えるものを下げないこと。[機器が破損する場合がある]

- (11) 本品には洗浄剤を使用せず、水拭きで清潔にし、水拭き後は乾燥させて使用すること。[洗浄剤の使用により本品が腐食したり、損傷する場合がある]
- (12) 使用中の洗浄や修理は行わないこと。本品に蒸気洗浄、圧力洗浄、超音波洗浄は行わないこと。
- (13) マットレスを洗剤や消毒液に浸漬させないこと。使用後はマットレスを毎回点検し、液体がマットレスに含浸するような割れや裂け目があった場合は使用を中止すること。

* 2. 相互作用（他の医薬品・医療機器等との併用に関すること）

(1) 併用禁忌（併用しないこと）

医療機器の名称等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
・酸素 Tent	本品と併用しないこと。	火災の危険がある。

3. 不具合・有害事象

以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

(1) 不具合

【その他の不具合】

- 1) 不適切な使用による器具の作動不良、分解、破損

(2) 有害事象

【その他の有害事象】

- 1) 手術台からの落下、及び落下による負傷
- 2) 作動時の手足の挟み込まれ、及び挟み込まれによる負傷

上記の項目が不具合・有害事象の全てではない。

これらの不具合・有害事象の治療のため再手術が必要な場合もある。

* 【保管方法及び有効期間等】

保管方法：高温、多湿、直射日光をさけて保管

* 耐用期間：本体 10 年、キャスター 5 年、マットレス 1 年 [自己認証（当社データ）による]

ただし、これは正規に保守点検などの推奨された環境で使われた場合で、使用状況により差異が生じることがある。

【保守・点検に係る事項】

- (1) 保守点検は最低でも年に一度行うこと。
- (2) 使用状態に応じて、保守をさらに頻繁に行うこと。
- (3) 点検は取扱説明書の点検リストに基づき行うこと。
- (4) しばらく使用しなかった機器を再使用する時には、使用前に必ず機器が正常かつ安全に作動することを確認すること。

【日常点検事項】

詳細は取扱説明書を参照すること。

- (1) 外装、マットレス、ハンドル類、フットペダル類に損傷がないか確認すること。

【使用者による保守点検事項】

- (1) 取扱説明書に記載の「予防保守」に基づき保守点検すること。

【業者による保守点検事項】

- (1) サービスマニュアルの保守点検の項に基づき保守点検すること。

洗浄方法

- (1) 本品を温水と中性洗剤で定期的に手洗いすること。
- (2) 汚染除去に使用する洗剤は、必ず医療用洗剤等、当洗浄に適したものを使用すること。
- (3) 洗浄後は腐食防止のため直ちに乾燥すること。
- (4) 洗浄後は乾燥を徹底すること。
- (5) 強アルカリ／強酸性洗浄剤・消毒剤は機械器具を腐食させるおそれがあるため使用しないこと。
- (6) 詳細は取扱説明書参照のこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

日本ストライカー株式会社
連絡先電話：03-6894-0000(代表)

取扱説明書等を必ず参照する